

研究論文

教育委員会が主宰する教員養成事業の全国的動向

朝 日 素 明

Domestic Trend of Teacher-Applicant Training (and Employing) Enterprises Run by Boards of Education

Motoaki ASAHI

【要 約】

本稿では、都道府県・市区町村教育委員会が主宰する教員養成事業（いわゆる「教師養成塾」）の今日までの動向、その特徴や課題を、全国 200 余りの都道府県・市区町村のウェブサイト・サーベイランスを通して明らかにした。現在、確認できただけでも 34 の教員養成事業が全国で実施されている。教員養成事業の明確な定義はないが、教育委員会が主宰していること、計画的・連続的な講座を編制していること、学生を中心とする教職志望者が対象であること、を要件とする。詳細に見ると、事業を主宰する教育委員会にも県費負担教員の任命権者・非任命権者、実施内容をみても「講座」のみのもの・「学校参与」にウェイトを置くもの、対象者も学生のみのところ・社会人や講師や現職教諭まで含めるところ、等々、非常に多様性がある。その底流には、教師の「採用」に規定され「養成」まで遡及する「地域中心主義」原理が看取され、従来の「大学における」「教員養成開放制」の原理、教師教育システムに対し小さくない影響を及ぼす可能性がある。

1. はじめに

本稿は、各都道府県・区市町村の教育委員会が主宰する教員養成事業が全国的にどのように展開されてきているのかについて、2014年度の今日までの動向を明らかにし、その特徴と課題を整理、確認するものである。

これらの教員養成事業は、①教育職員免許法に則って教員養成の課程認定を受けた大学ではなく、都道府県・区市町村の教育委員会が主体となって実施されていること、②教員免許状取得見込の学生や教員採用選考を受験予定の既卒者などをその主な対象としていること、③講義や演習等の講座を複数回実施するなど計画性・連続性をもっており、場合によっては学校現場における実地体験活動を伴っていたりするなど、一定期間の「養成」活動を行うこと、などの特徴を有している。今日までの11年間に、管見の限り全国で35の事業が実施された（そのうち、少なくとも1事業が終了している）。

このように教育委員会が主宰する教員養成事業が全国的に展開されてきたのは、近年の教員採用選考の競争率（倍率）低下を一要因として、教員の資質能力をいかに確保するかが課題として浮上してきたことが背景にある（河合塾 2008）。いうまでもなく教員採用選考の競争率低下については、団塊世代教員の大量退職ともななって教員需要が増大したことが最大の要因である。また、2011年度には、全国の公立学校教員の新規採用数は全ての校種・職種で29,633人（競争率6.0倍）にのぼり、教員採用は2016年度まで増加していくと予想されていた（文部科学省 2011）。だとすれば、教員養成事業を新設する自治体があるのも現れてくるだろうと予想でき、実際、2013年度に3つ、2014年度にも3つの県市が新たに事業を開設した。

教員養成事業の全国的動向に関する先行著作としては、河合塾（2008）、村田俊明（2009）、瀧本知加・吉岡真佐樹（2009）、矢野博之（2011b）、独立行政法人教員研修センター（2014）などが挙げられる。本稿ではこれらを参考にしつつ、より最新の教員養成事業展開の全国的動向をまとめるにあたり、今回、都道府県・区市町村のウェブサイトを通覧し、教育委員会が主宰する教員養成事業の実施について確認作業を行った。確認作業は、2015年1月現在、公立学校教員の任命権者である全国47都道府県、20政令指定都市と、大阪府豊能地区教職員人事協議会を構成する3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）に加え、豊中市を除く42中核市、40特例市、東京都23特別区と26市のほか、先行著作でとりあげられている市を合わせて200余りの地方公共団体、教育委員会、その他関連するウェブサイトを確認作業の対象とした。その結果、上述のように35（うちひとつは廃止）の事業が確認された。

ウェブサイトを対象とした理由は、その公開性にある。すなわち、今回の確認作業の中でも明らかになったことだが、いくつかの自治体では教員養成事業を学生等にいかに周知するかが課題になっていた。例えば学生が教育委員会事務局まで足を運ばなければ教員養成事業について知ることができないということであれば、公開度が低いと言わざるを得ず、その受講者募集の能率も上がらない。実際、今回の確認作業でも、教員養成事業の実施を把握してはいるもののそれについて情報をウェブサイトからほとんど確認することができなかつたところがあった。しかし、ウェブを通じて学生が教員養成事業の情報を得ることができれば、自治体・学生の双方にとってその目的達成に資することになる。教職志望の学生の立場でみれば将来の進路が懸かっているだけに、地方公共団体・教育委員会によるこの事業に関わる情報の公開は重要な課題である¹。

このような公開性は教員養成事業の開放性を確保することにもなる。裏を返せば、非公開で教員養成が閉鎖的に行われることになる危険性が、この事業にはつきまとっている。つまり、

¹ また、今回取りまとめた35事業のほかにも、類似する取組が行われていながらウェブサイトを確認できなかったために、確認結果から取りこぼされてしまっている県市があるかもしれない。

ウェブを通じた今回の確認作業は、各都道府県・区市町村が実施する教員養成事業の開放性の調査ということにもなる²。

以下では、まず教員養成事業に認められる特徴を確認し、次いで事業の全国的な動向を主に開設地域や設置者、選別機能に着目して明らかにし、最後に教員養成事業の今後の展開について懸念される事柄も含め若干の論点を提起する。

2. 教員養成事業の特徴

今回の確認作業を通して、これまでに全国で 35 の都道府県・区市において教員養成事業が実施されてきたことが明らかになったが、そもそこの教員養成事業の範疇に収まるのはどのような要件を備えた取組なのだろうか。教員養成事業に数える基準、特徴を以下に述べる。

(1) 事業の主体は教育委員会

今回、地方公共団体や教育委員会のウェブサイトを中心に確認作業を行ったのは、既に多くの教員養成事業が開設されてきたという事実に基づいている。そして、すでに先行著作において指摘されてきたとおり、これらの教員養成事業は教員養成の原則に関わる問題性を孕んでいる³。例えば村田（2009）は、「自治体の開設する「教師塾」が高い「志」を持つ教員候補者かどうかを査定する役割を果たすとなれば、実質的な教員採用のルート化を意味するものとなり、「自治体およびその教育委員会が、教員の「養成」から「採用」及び「研修」への一貫性を強化し、（中略）「採用」と「養成」の一体化が進めば進むほど、その教員養成制度は閉鎖的な性格を帯びることになりはしないか」（pp.77-78）と問題提起し、「教員の養成・採用・研修は、公教育の「質」的保証の根幹をなす制度であるとすれば、従来どおり、教員養成は大学が、採用と研修は採用・任命権限をもつ行政が行うという明確な役割分担こそ必要ではないか」（p.77）と再確認を求めている。すなわち、候補者の中から適任者を選別する採用活動の主体が将来の候補者を育成する養成活動にも深く関与することへの問題意識があり、その動向を注視していく必要がある。

この点について、「みたか教師力養成講座」の開設（2006 年度）主体は「三鷹ネットワーク大学推進機構」という特定非営利活動法人（NPO）であるが、三鷹市教育委員会と連携し共同

² ここでいう「開放性」は、戦後教員養成の原則とされている「教員養成開放制」とは若干異質のものである。戦前師範学校における閉鎖制教員養成は、端的には学習・資格取得過程における閉鎖性と教員の供給・就職採用面での閉鎖性とにまとめられようが、戦後その批判のうえに確立された「開放制」は、北神（2002）によれば、教員免許状を「授与する学校による差異を設けず、大学等に一定期間在学し、所定の単位を修得すれば免許状が与えられるという」（p.207）原則であり、「公開性」が第一義の問題ではない。だが、公開度が低い教育委員会が主宰する教員養成事業は、世間一般から隔絶して行われる点で、戦前閉鎖制教員養成と共通するものがある。

³ 瀧本・吉岡（2009）は、「教師塾」（本稿でいうところの教員養成事業）の問題として、①大学での教員養成との関係における問題（「それ（大学での教員養成一引用者）に対する疑義ないし不信を設立の根拠としている」、「暗黙裡に、教師塾への参加を優先することを強いる」（p.57））、②教師塾で養成される「実践的指導力」が学生に要求されることの問題（「教員採用の際の決定的基準とされるべきであろうか」、「基礎的養成、実践的養成、現職研修等の枠組みと要求水準を明確にしないまま、ご都合主義的な養成を繰り返すだけ」（p.57））、③評価にかかわる問題（「参加した（参加できる）者とそうでない者の間に公平性の問題が生じる」、「誰により、どのような観点からどう評価されているのか、そしてそれが採用の際にどのように利用・考慮されているのか、は、きわめて不鮮明」（pp.57-58））の 3 点を挙げ、「教師教育の改善に向けてのグランドデザインがないなかでは、教師塾の取り組みは結果として教師教育制度全体をきわめて閉鎖的なものにする恐れがある」（p.58）と指摘している。

企画講座としてこれを開設しており、純粹に民営の事業とはいえない。一方で、純粹に民営の活動も存在する。例えば「早稲田アカデミー教師力養成塾」は、進学塾早稲田アカデミーが予備校の授業ノウハウを体系化した講座サービスを教員志望者や現職教員に有料で提供する民営の活動である。しかし後者は本稿の問題意識に該当せず、教員養成事業の範疇には収まらないと考える。

(2) 計画的・連続的な講座を編制

教員養成事業の実施内容は、大別すると二つある。ひとつは講義や演習・ゼミ、ワークショップ等の「講座」であり、もうひとつは学校での体験実習やインターンシップ・ボランティア等による「学校参与」である。

後者のうちインターンシップやボランティアは、今世紀初頭頃から大都市圏を中心に大学または教育委員会が主体となって、あるいは教育委員会を媒介者として始められ、次第に全国に広まっていった経緯がある⁴。教育委員会が主体ないし媒介者となって進められた例としては、大阪府教育委員会が2003年度から3年間、予算を措置して実施された「まなびング・サポーター事業」もそのひとつである。また、大学が主体となって進める場合はカリキュラムの一環として、いわば「サービスラーニング」のひとつとして実践されてきたところもある。全国私立大学教職課程研究連絡協議会(2013)が行ったアンケート調査によれば、2011年度に学校現場体験活動を大学が組織的に実施したり研究室・ゼミの活動としていたりするところは、協議会加盟大学の(うち、回答大学の)約5割に上っている⁵。また、例えば岡山県では、当初は大学との連携事業として始められた学校インターンシップが、2011年度からは「教師への道」事業として教員養成事業の重要な一部を構成するようになった。岡山県教育委員会はインターンシップ・ボランティアガイドを作成し、「教師への道」事業以外の学校ボランティアも含め、県内各教育委員会、公立学校、大学や学生に対してインターンシップ・ボランティアの形態や手続き方法などを周知するなど媒介者としての役割を果たしている。

他方、「学校参与」そのものを行わない事業も多い。筆者は、教員養成事業の不可欠の要件は「学校参与」ではなく「講座」であると考えている。裏を返せば、インターンシップやボランティアのような「学校参与」を行うだけでは教員養成事業に該当しないということだ。

学生の学校におけるインターンシップやボランティアは今や全国的に行われている。確かに、インターンシップやボランティアで学校現場を体験するだけでも教職への動機づけになったり適性判断の材料になったりして、結果的には学生にとって有意義な経験として、教員養成カリキュラムの機能を果たすことにもなる。しかし、教員養成の一環としてみたときに、「理論と実践の往還」のためのリフレクション機会としてインターンシップやボランティアのみでは心許ない。なぜなら、一般に「インターンシップ」や「ボランティア」を銘打つ活動には、学生を受け入れる学校側に条件が整っていないためにただ「体験させるだけ」「仕事させるだけ」ということになってしまったり、大学側が学生の「自主的」な活動として関与を避けたり学校に「任せっ放し」にしてしまっているものが少なくない。省察を通して体験を意味づける核が学生に与えられないのである。

一方で教員養成事業の「講座」は、「学校参与」を伴っても伴わなくても、具体的な実践を想

⁴ ただ、初期の頃は、学生全般にボランティアとしての参加(ないしは協力)を呼びかけ、その一部に教職課程を履修する学生にとって現場を知る良い機会になる点をアピールしていたのに対し、最近になるにつれ、大学教職課程の学びに重要な意味があることを前面に出して強調するようになってきたという印象がある。

⁵ ただ、2005年度の時点と比較し、約15%低下している(朝日素明(2013)参照)。回収率の上昇(43.2%→73.7%)による平準化の結果かもしれないが、この間の教員養成事業の広まりにより、学校参与が大学の関知するところではなくなってきたからとも考えられる。

定した有用な知識を受講生に与えようとする。教員養成事業の目的によって異なり回数にも開きがあるが、開設者の意図を実現するため計画的・連続的に講義や演習を編制し、全体を通じて「望ましい」教員を養成しようとするときに「講座」は不可欠である。そしてこの「講座」は、講義を中心に教員を養成しようとしてきた大学の機能と競合するところでもある。

(3) 主対象は学生を中心とする教職志望者

教員養成事業は学生が主な対象者である。ただ、学生以外に対象をどこまで広げるかについて、各事業間で相違がある。学生のみを対象とすることが明らかなのは 11 事業であった。

東京都教育委員会の主宰する「東京教師養成塾」は、その対象者を、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し「推薦基準」に基づき学長が推薦する大学生と大学院生（短大生は含まない）に限定し、「豊かな人間性と実践的指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成する。」（「平成 26 年度東京教師養成塾事業案内」）と開講趣旨を説明するように、学生の養成事業であることを強調している。最近では「いしかわ師範塾学生クラス」（石川県教育委員会 2013 年度開設）も同様に、「石川県の公立学校教員を目指す大学 3 年生と大学院 1 年生が、講義・演習、学校実習などの実践的な講座を通して、教員としての心構えや授業づくりの基礎などを身に付けることを目的」（「いしかわ師範塾学生クラス〈標準コース〉」）として開設され、対象者も限定的である。

他方、東京都と同じく初期に開設された「京都教師塾」（京都市教育委員会 2006 年度開設）は、「小・中・高等・総合支援学校の教員（養護教員、栄養教諭を含む）をめざす短大生・大学生・大学院生・社会人」（「第 9 期「京都教師塾」入塾者募集要項」）までを対象とし、東京都よりも幅広い。また、「ふくおか教員養成セミナー」（福岡県教育委員会 2011 年度開設）の対象者は「小学校教員を志望している連携大学等の第 3 学年の学生で、本県教員採用候補者選考試験を受験予定の者、あるいは関心を持つ者」⁶ であり、最後の「関心を持つ者」が加えられていることで範囲が緩やかになっている。その目的も、「福岡県の公立学校教員を目指す又は職業選択として興味を持つ学生に対し、職業としての教員の魅力や職務内容等を十分に周知し、（後略）」と、さながらキャリアガイダンスの役割も兼ねているかのようである。

以上に紹介した事例は一部だけであるが、いずれも教職を志望する（かもしれない）学生が対象とされている。次の紹介するのは学生が対象者である点は共通しているが、学生や社会人に加えて臨時的任用教員等も対象に含めているところである。

「よこすか教師塾」（横須賀市教育研究所 2011 年度開設）は、卒業年度に当たる学生や既卒社会人向けの「よこすか教師未来塾」、臨時的任用職員または非常勤講師として勤務している者向けの「よこすか教師希望塾」として別個に募集を行うが、両者が「よこすか教師塾」として内容を共有するものである。豊田市教育センターも同じやり方で「豊田市教師養成講座」と「豊田市講師力量向上講座」を開設している（2009 年度）。

また、「ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」」（藤沢市教育委員会 2009 年度開設）は「藤沢市立小・中学校の教員を目指す者（大学生、県内の小・中学校に勤務する臨時的任用教員または非常勤教員）」を、「堺・教師ゆめ塾」（堺市教育委員会 2007 年度開設）は「短大 1 年生・大学 3 年生以上、大学院生、社会人、常勤・非常勤講師等で次の①～③のすべてに該当する人」（「平成 26 年度 第 8 期「堺・教師ゆめ塾」塾生募集について」）を、それぞれ対象者としている。「堺・教師ゆめ塾」の「次の①～③」とは、①教員志望、②40 歳以下、③免許状取得（見込含む）、である。「宮崎教師道場」（宮崎県教育委員会 2013 年度開設）の対象は、卒業年度に当たる学生の他、「臨時的任用講師及び非常勤講師（任用予定者を含む。）」（「平成 26 年度「宮崎教師道場」実施要項」）となっている。

⁶ 「ふくおか教員養成セミナー」の対象者と目的については、福岡県教育委員会（2012）からの引用である。

川崎市総合教育センター・NPO 法人教育活動総合サポートセンターによる「輝け☆明日の先生」養成事業（2006年度開設）は、「川崎市立の学校に勤務する臨時的任用教員や非常勤講師。大学生や社会人等で将来川崎市の教員を志望する者」を対象としている。経験3年未満の正規教員も対象に含まれるようだが、実際の受講者の内訳は、臨時的任用教員や非常勤講師が8割、大学生1割、社会人1割で、この傾向はほぼ不変のようであり、「研修の場が少ない臨時的任用教員、非常勤講師の力量を高め、資質の向上を目指した」（特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター（2014））という。ここからも窺われるように、全国的に多くの常勤・非常勤の講師が任用されており、その数も増加傾向にある一方で⁷、かれらに対する研修機会は正規採用教員と比較して非常に少ないことが以前から問題とされてきた。その問題への対応策として教員養成事業に組み入れることについては、評価が分かれるところだろう。

実際に現職若手教員も学生等に交じって受講する形をとるのが、「とちぎの教育未来塾」（栃木県教育委員会 2010年度開設）と「いばらき輝く教師塾」（茨城県教育委員会 2014年度開設）である。両者とも、学生（前者は学年不問、後者は大学3年生以上で短大生は含まず）、臨時的任用者、経験5年以内の若手教員を対象としており、共に学び相互に刺激し合うことをねらいに掲げている。

また、「教師力」パワーアップ講座（さいたま市教育委員会 2006年度開設）、「先生のための寺子屋講座」（厚木市教育委員会 2006年度開設）、「北九州実践教師塾」（北九州市教育委員会 2011年度開設）は、もともと現職教員の自主的な研修の場として開かれていたものを学生等にも開放し、共に学ぶ場へと発展させてきたものである。北九州市（2013）には、対象に学生を含め、「講座の内容も、教師としての心構えや授業の基礎・基本的な技術に絞って実施した結果、参加者数が前年度（2010年度—引用者）を大きく上回」ったことが報告されている。

以上に見たように、いずれの事業においても学生を対象としていることは共通しており、あとは社会人や臨時的任用教員、さらには積極的に現職正規教員を含めているところまで、対象者の設定にも幅があることが明らかとなった。対象設定はもちろん事業の目的に応じてなされるもので、単純な比較や憶測に基づく批評は慎まれなければならないが、全国的にみれば多様性に富んだ事業であることは確かである。見方を変えれば、純粹に「養成」事業として行うものから「現職研修」と融合させて行うものまであり、これを契機として人材育成（教師教育）の体系が自治体ごとに多様化する可能性もある。

3. 全国的にみる教員養成事業の概況

今回、2004年度から2014年度までの11年間に全国で少なくとも35の教員養成事業が開設されてきたことが確認された。文末の表3は、2004年度開設の「東京教師養成塾」から2014年度開設の「高知県公立学校教員採用勉強会」まで教員養成事業を開設順に列挙したもので、事業名称、設置者と担当部署の他、事業の開設年度、今回確認した開講年度、事業の受講対象者、募集あるいは受講人数、受講者選抜、費用、確認年度における開講期間、学校参与を除いた開講内容とその期間や日数、学校参与の形態・内容とその時期や日数、事業の修了要件、教員採用選考時の優遇措置などついて、それぞれ関連するウェブサイトから得られた情報を抜粋し、筆者が若干修正を加えてまとめなおした。そのうち、「杉並師範塾」（杉並区教育委員会 2006年度開設、2010年度第5期入塾生を最後に閉鎖）を除いた34の事業について、概況を以下に記述しておこう。

⁷ 各年度『学校基本調査』をもとに本務教員の講師数で算出した。それによると、全国の小・中・高等・中等教育・特別支援・養護学校の講師数は、2005年度の46,577人から2014年度は72,768人へ1.56倍にまで増加している。

まず、表 1 によって地区別・年度別の教員養成事業の開設動向をみると、2004 年度に東京都教育委員会が「東京教師養成塾」を開設したのを皮切りに、2007 年度までは首都圏や近畿など大都市圏に位置する府県・区市の教育委員会が開設したものばかりである。その後、地方大都市、地方都市における開設へと展開し現在に至っている。

表 1 地区別・年度別開設数（2011 年廃止の「杉並師範館」を除く）

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計
北海道・東北					1							1
関東・甲信越	1		4	3	2	2	1	1			1	15
東海・北陸					1	2				1		4
近畿			1	2	4					1		8
中国・四国								1			2	3
九州・沖縄								2		1		3
全国	1	0	5	5	8	4	1	4	0	3	3	34

開設地域に関して付言すると、多くの教員養成事業は都道府県・政令指定都市等、県費負担教員の任命権をもつ地方公共団体で開設されているが、任命権者ではない地方公共団体で開設されている事業もある。「先生のための寺子屋講座」、「みたか教師力養成講座」、「ひびきあい塾」（海老名市教育委員会 2008 年度開設）、「豊田市教師養成講座」、「ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」」、「よこすか教師塾」の 6 事業がそれである。また、「マチカネ先生塾」を主宰する豊中市教育委員会は教員の採用選考について市単独の権限を持たず、「マチカネ先生塾」が開設された 2013 年度から、同市を含む大阪府豊能地区教職員人事協議会において共同で任命権を行使している。

教員の任命権者であるか否かに着目するのは、教員養成事業の開設により「採用」と「養成」の一体化（村田（2009））へと発展していくことに対する問題意識による。「採用」と「養成」の一体化は、端的には、教員採用選考時における教員養成事業を経ていることに対する特別（優遇）措置として具現化される。「いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別選考」はその具体的制度的な措置のひとつである。また、非任命権者であってこのような特別措置がとられないにしても、例えば杉並区は「杉並師範館」の卒塾者全員を区費負担教員として採用してきた⁸。つまり、「地域で育て、地域に馴染んだ優秀な教師を、地域で確保する」、いわば「地域中心主義」が教員養成事業の原理として浮上してくる。裏を返せば、任命権をもたない自治体が自らの負担で市費採用することもせずに教員候補者を育成することのメリットはどのようなものか、との疑問が提起され得る⁹。結果的には、メリットが小さいので養成事業は自粛（廃止）しようという方向にも傾き得るし、反対に当面のメリットを勘案せずに事業を開設する（事業

⁸ 「杉並師範館」を運営するのは区から補助を受ける任意団体「教師養成塾杉並師範館」で、区教育委員会の外部機関である。卒塾者は杉並区教員としての採用が予定されていることから、その入塾者選抜にあたっては、両者の協定により、杉並師範館から理事や指導教授、区教委からは教育長・教委事務局管理職や区立小学校長らが共同で審査に携わったことをとっていた。そこでは、公正・公平な選抜と、任用主体である区教委があらかじめ候補者を確認することが意図されていた。「杉並師範館の歩み」編集委員会（2011）参照。

⁹ このような趣旨の意見は多くの自治体において、教育委員会事務局点検評価報告書における外部評価委員の意見、教育委員会会議録における教育委員の発言、地方議会会議録における議員の質疑等にみられる。免許資格基準管理、有資格者養成管理、地方公務員としての任用管理、人材活用・サービス管理が、それぞれ異なる主体によって担われていることに対する素朴な疑問であろう。別途、検討したい。

が普及すること（現実的には中核市にまでの）任命権者の拡張を促進する方向にも向かい得る。そのどちらに向かって進展するか、非任命権者の市町村における事業開設状況を、現在のところは見守るしかない。

いずれにせよ、杉並区のような卒塾者全員区費採用にしても採用選考における特別選考にしても教員採用選考時における優遇措置がとられるとしたら、資質能力を担保すべく採用選考試験以前に選別がなされているに違いないと考えられる。そこで次に、受講者選抜を行っている事業を数えてみよう。まず大学学長等の推薦を要するものが、「東京教師養成塾」、「埼玉教員養成セミナー」（埼玉県教育委員会 2007 年度開設）の 2 事業である。そこにおいては学内選抜があると想定される¹⁰。このような大学側による選抜ではなく、書類審査や抽選等を除く実質的な受講者選抜（試験）を設置者側において行っているところは 15 事業あり、その方法として面接を実施するものが 15 事業、小論文を課すものが 9 事業、筆答試験を行うものが 2 事業（「東京教師養成塾」、「しずおか教師塾」（静岡県教育委員会 2009 年度開設））であった。

受講者選抜が入口における選別であるとするれば、事業の修了要件を設定しスクリーニングをかけることは出口における選別と考えることができよう。そこで、修了要件が明記されている事業を数えると、11 事業（「東京教師養成塾」、「よこはま教師塾「アイ・カレッジ」」（横浜市教育委員会 2006 年度開設）、「京都教師塾」、「かながわティーチャーズカレッジ」（神奈川県教育委員会 2008 年度開設）、「大阪教志セミナー」（大阪府教育委員会 2008 年度開設）、「なごや教師養成塾」（名古屋市教育委員会 2008 年度開設）、「大阪市教師養成講座」（大阪市教育センター 2008 年度開設）、「さがみ風っ子教師塾（チャレンジコース）」（相模原市教育委員会 2009 年度開設）、「しずおか教師塾」、「豊田市教師養成講座」、「山口県教師力向上プログラム」（山口県教育委員会 2014 年度開設））にのぼる。要件の内容は、講座への出席、レポートの提出、学校参与等活動の実績、期間内に一定の成績を修めること、などがみられた。

また、単に修了要件を設定するだけでなく、事業の開講時期設定や期間の長さ、そのなかでの「講座」や「学校参与」の日数・回数や頻度などによって受講者の負担が大きくなればなるほど、スクリーニングが強く作用するようになることは言うまでもない。とりわけ「学校参与」はほとんどが平日に行われ、受講者の修学（就業）状況によっても異なるが、日常の学修（業務）が犠牲になるほどの大きな負担が強いられることもある¹¹。

そこで、授業参観、教育ボランティア、授業実践など、何らかの形態での「学校参与」活動が実施内容に含まれている事業を数えてみると、20 事業が「学校参与」を実施していた。そのうち、授業補助や模擬授業ではなく授業そのものを実施するところは限られてくる。列举すると、「東京教師養成塾」、「みたか教師力養成講座」、「埼玉教員養成セミナー」、「教師力養成講座」（京都府教育委員会 2008 年度開設）、「山口県教師力向上プログラム」の 5 事業において、受講者が授業実践を行うことが受講生募集要項などに明記されている¹²。

¹⁰ 「みたか教師力養成講座」は、「在籍又は卒業した大学において、大学の教員（教授、准教授、講師）の推薦を受け」ることを受講対象者の要件としているが、「大学教員の推薦」であり「学長等の（大学としての）推薦」ではないため、事実上、学内における選抜はないものと考えられる。

¹¹ 矢野（2011b）は、「養成事業にどれくらい参与し時間的に身体的に拘束されるのか、という活動の内実をとらえた意味での負担（代償）の問題」（p.86）に言及し、「長期の現場体験活動を伴う事業については、（中略）平日での長期間の学校現場への参加を義務づけられる。むしろ、実践力や即戦力を謳う養成事業では、（中略）そこでの学びをもとに週末のゼミナールや講義を展開しようとしている向きがある。結果、参加者は、長期間に渡って学校現場への参与を余儀なくされる」（p.86）と指摘している。

¹² 授業実践を行うことに対して慎重な方針を保持する事業もあり、例えば「ちば！教職たまごプロジェクト」（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会 2007 年度開設）はその「実施要項」に留意事項として、「研修生はあくまでも免許状取得予定者なので、単独での授業や指導は行わない。」と明記している。

4. 教員採用と教員養成事業の関係

現在開設されている 34 事業のうち 27 事業を主宰する都道府県・市が、県費負担教員の任命権者である¹³。

教員養成事業は、教員採用選考時の特別（優遇）措置の有無についてみると、採用選考試験における特別選考を明記する事業、特別選考はないが特定の優遇がなされる事業、それが全くない（ことを謳う）事業の 3 種類に大別される。特別選考は文部科学省も「いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別選考」として認知するもので、採用選考において試験科目や選考プロセスの一部を免除される。さらに、特別選考を行う任命権者には、建前として修了者全員を採用することを前提として事業を開設しているようなところもある（例えば「東京教師養成塾」「埼玉教員養成セミナー」など）。また、特定の優遇がなされる事業としては、例えば「ちば！教職たまごプロジェクト」が該当し、「研修状況調書」が第 2 次選考における「評価の一要素」として利用される（「平成 27 年度「ちば！教職たまごプロジェクト」実施要項」¹⁴）。他方、特別（優遇）措置がなされない事業の例として「さがみ風っ子教師塾」では、「入塾者及び卒業生」に対し「選考試験の全部または一部を免除することは」なく、ただし、「各塾生が「さがみ風っ子教師塾」で、教師として求められる資質や実践力を身に付けられ、本市の教員採用試験において、大いに役立てていただくことを期待」（「平成 26 年度さがみ風っ子教師塾第 6 期入塾募集要項」）すると謳われている。

特別選考の場合は何らかの免除があるので、一般選考に比べ受験者（養成事業修了者）にとって「優遇」と言っても差し支えなからう。一方、何らの特別措置がない事業でも、事業経験者の教員採用選考合格率は未経験者のそれに比べ相対的に高いことは明らかである。

教員の採用事務を執り行う任命権者たる県市の教育委員会が教員の「養成」から連続して行うということについて瀧本・吉岡（2009）は、「採用」を「養成」の段階まで拡張して、より長い時間をかけて教員志願者の資質・能力、思想傾向、信条などを調査・評価すること」（p.53）を企図するものだと批判する。この批判の可否を実証するのは困難であるが、いずれにしても教員の採用選考以前に、養成事業の受講者選抜、修了要件設定、そして受講者に負荷のかかる実施内容など複数の段階でのスクリーニングが作用することにより、この事業が選別機能をもつことは確かであろう。だとすれば、教員養成事業の受講者は教員となるまでに、養成事業そのものと教員採用選考という二重の選別プロセスを経なければならないということになる。

文末の表 2 は、教員養成事業を実施している自治体の公立学校教員採用選考のうち小学校の選考区分に絞って受験者／採用者（合格者）の倍率の推移を示したものである。倍率の表示が太字（ゴシック）になっているところは、現在の受講対象者や開講時期・期間などの諸条件を前提として、当該自治体が開設した教員事業第 1 期の受講者が受験できた採用選考試験年度を表しており、また斜体は、当該自治体の採用選考試験において「いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別選考」が実施された年度を示している。東京都を例に見れば、「東京教師養成塾」は 2004（平成 16）年度に開設されているが、現在の受講対象者や開講期間等諸条件を前提に考えると、2005 年 3 月に卒業・修了する学生が第 1 期の入塾対象で、かれらは平成 17 年度東京都公立学校教員採用候補者選考（特別選考）を初めて受験可能だったということから、平成

¹³ 「マチカネ先生塾」を主宰する豊中市教育委員会は、単独では教員採用選考を行えないので、ここでは除外して考える。なお、豊中市を含む大阪豊能地区は、平成 25・26 年度採用選考試験を大阪府と共同で実施してきたが、平成 27 年度採用選考試験から独自に実施するようになった。

¹⁴ ただし、「研修状況調書」が真に採用選考試験者にとって加点材料、すなわち優遇になっているかどうかは、その扱い方によって異なろう。例えば「調書」が受験者本人にも開示されるのであれば、納得のうえで選考に臨むことができる。

17年度の欄が太字で、またそれ以降、東京都は毎年特別選考を実施しているので、平成27年度の欄まで斜体で表示している。なお、表中に太字表示のない茨城県、山口県、高知県は、いずれも教員養成事業を2014年度に開設しており、理論上、その第1期受講者が教員採用選考を受験できるのは2015年、すなわち平成28年度教員採用選考試験ということになる。

小学校は全ての養成事業に共通する志望者の区分であり、それぞれの事業を擁する自治体の選考倍率を比較しやすい。表2について、まず全国平均を見ると、最近12年間の倍率は4倍台で若干の下降傾向を示しながら推移してきている。これを基準に各自治体の倍率の推移を見てみよう。

まず、全国平均よりも高い倍率で、この点においては教員の資質能力が担保されないとは必ずしも言い切れないにもかかわらず、教員養成事業を開設しており注目されるのが宮崎県である。その目的は、「宮崎県の教員を希望する学生及び臨時的任用講師等を対象とした「宮崎教師道場」を通して、宮崎県の教育について理解を深めるとともに、採用後に即戦力となり得る教育実践力を育成する。」（「平成26年度「宮崎教師道場」実施要項」）とのことである。数値の大きさは異なるが同様なのが岡山県や京都市である。他方、全校平均より倍率が低く、その下降を見通したかのように事業を開設した自治体（例えば栃木県、福岡県、静岡市、北九州市など）、また、全国平均を下回ってしばらく下降を続けた後に開設した自治体（例えば茨城県、石川県など）もある。反対に、この期間の範囲内で倍率が底を打ったタイミングで事業を開設し、その後倍率が上昇してなお事業を維持している自治体（例えば埼玉県、東京都、京都府、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市、堺市など）もある。総じて、教員需要の増大を要因とする競争率の低下にともなう教員の資質能力維持ばかりが教員養成事業開設の目的とは必ずしも言えないことは確かだろう。

もうひとつ、「いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別選考」であるが、これについては平成27年度採用選考時点で10県市が実施しており、平成28年度採用選考時にはさらに3県市も実施を予定している¹⁵。それら自治体の平成26年度採用選考の倍率を見ると、大阪府、静岡市など全国平均を大きく下回っているところもあれば、京都府、岡山県、横浜市のように全国平均を大きく上回っているところもあり、採用倍率からだけでは推し量れない特別選考実施の理由があることを窺わせる。

そもそも養成事業を主宰する教育委員会側が意図する「実践的指導力」を事業経験者がそれを通して身につけられるのなら、それが採用選考において的確に評価されさえすれば、倍率の高低にかかわらず、また特別選考など優遇措置の有無にかかわらず、採用選考に合格していくだろうと考えられる。それにもかかわらず特別選考など優遇措置をとるということは、養成事業経験者がより確実に教育現場に確保されることに大きな意味があるからだと推察されよう。養成事業経験者でなければならぬ理由が仮にかれらの資質能力にあるのであれば、養成事業において一定期間をかけて涵養される（あるいは査定される）教員候補者の資質能力とは、採用選考にかけられたときに、一般の教職志望者と同一基準では評価できない何かか、あるいは一般の教職志望者に紛らせては弁別して評価することが難しい何か、ということになる。つまり、一定期間直接的な接触があった者だけが感知し得るような特性を評価しようとしていることになる。それは、一般的な意味で教員に求められる知識・技能とか、いわゆる「実践的指導力」といった水準のものではない、文字通り「資質」と言い得るようなものであるかもしれない。一般選考の試験問題・正答や評価基準等の公開が進んでいるが、特別選考のそれについても公開されることが望まれる。

¹⁵ 岡山市と大阪豊能地区は任命権者主体の独自の教員養成事業を開設しておらず、それぞれ岡山県、大阪府の事業経験者を対象とする特別選考を実施している。

5. おわりに

教育委員会が主宰する教員養成事業を現行の教員養成制度あるいは教師教育システムにいか
に位置づけたらよいか。これは非常に難しい問題である。本稿では「教員養成事業」と称し
て一括して捉えてきたが、実態は各「事業」ごとに非常に多様性に富んでいることが明らかで、
果たしてこれらを包括的に捉えて現行システムと対照させることの限界もある。ここでは「大
学における」「開放制」教員養成の原則との関係について、現行制度上の若干の課題、論点を指
摘して、稿を閉じることとしたい。なお、混乱を避けるために、本節では教育委員会が主宰す
る教員養成事業を〈教員養成事業〉と表記することにする。

教育委員会が為していることを「養成」と捉えるか否かは議論になろう。このことは一旦捨
くとして、〈教員養成事業〉がこれらの原則と矛盾すると即断することはできない。免許法上、
教職課程の認定を受けているのは大学であって、教育委員会ではない。また、〈教員養成事業〉
は大学の教職課程を修得することを前提に開講されているものがほぼ全てである。それらは、
教員養成は大学で行う、教員養成を行う大学の教職課程認定は文部科学省が行う、教員養成の
結果としての免許状発行・授与は教育委員会が行う¹⁶、広く免許状所持者のなかから適格者の
選考・採用は教育委員会が行う、という現行制度上の役割分担のもとで行われていることは否
定できない。もっとも、教育委員会が〈教員養成事業〉修了者に特別免許状を授与するようにな
れば原則の実効性は疑わしくなるが、これとて免許法に定められた制度実態がすでにある。
〈教員養成事業〉の違背ではなく、現行免許制度の方が「大学における教員養成」原則に抵触
していると言うべきであろう。

これらの現行制度やそこでの役割分担を確認したうえで、教育委員会と大学との「連携」の
あり方が問われなければならない。

まず、〈教員養成事業〉経験者に対する特別（優遇）措置は、「開放制」の観点から慎重にな
されるべきである。特に「いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別選考」は課題が多い。
それらは、採用選考の対象者を、特定の〈教員養成事業〉経験者や特定の大学在学（出身）者
に限定し、採用選考において有利に処遇する。〈教員養成事業〉経験者の採用選考合格率が高い
のは明白である。大学における教員養成は形式的にも課程認定によって普遍性が担保され、免
許状所持者は有資格者として公証されたものであるにもかかわらず、一部の（限られた地域に
所在する）大学に限定して候補者を募るような選考は合理的であるとは言えまい。採用の段階
でより優秀な適格者を選考によって絞り込んでいくことは当然であるが、それを特別選考や優
遇措置という形で予定する〈教員養成事業〉は採用の前倒しと言えよう。

また、認定を受けた大学の教職課程を補足し充実させるものとして〈教員養成事業〉が位置
づくのならまだしも、それを代替するようなものとして位置づけられるようなことがあるとす
れば、免許法に則った制度、役割分担からの逸脱であろう。〈教員養成事業〉の実施内容をみて
も、いずれも「実践的指導力」の育成を目標とするものであるが、教職は「実践的指導力」の
みで務まるものではなく、そのような狭い領域の学習をもって大学の教職課程に代替させるの
は危険である。また大学の教職課程のみならず通常の教育課程を侵食するような〈教員養成事
業〉を容認することは、「大学における教員養成」の崩壊と言わざるを得ない。

さらに、〈教員養成事業〉については単に教員養成の問題としてだけでなく、教職員任命権限
の移譲の動向も視野におさめながら広い意味で教員人事の問題としても検討される必要がある。
大規模自治体では〈教員養成事業〉の問題も現在のところは目立ちにくいのが、やがて採用規模
が縮小したときに、まして現時点で規模が大きくない自治体においては、〈教員養成事業〉の問
題は人事問題として先鋭化するからである。

¹⁶ ただし、免許状の発行・授与は学力に関する証明書に基づいて行い、証明書発行者は大学である。

表2 教員養成事業実施自治体の公立小学校教員採用選考における倍率の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
1 北海道	8.6	8.9	4.6	6.7	5.5	4.8	4.8	4.3	3.6	4.3	5.1	5.4	
2 茨城県	8.3	8.2	7.7	6.8	6.6	6.0	5.0	4.6	4.0	3.8	3.4	2.6	
3 栃木県	5.6	5.5	7.2	8.4	6.8	6.4	5.2	5.2	4.2	3.6	3.3	3.5	
4 埼玉県	3.1	3.1	3.5	3.7	3.4	3.5	<i>3.3</i>	<i>3.8</i>	<i>3.8</i>	<i>3.6</i>	<i>4.0</i>	<i>3.8</i>	
5 千葉県	3.2	2.3	2.0	2.7	2.7	3.0	2.8	3.2	2.9	2.9	3.1	2.8	
6 東京都	2.1	2.4	<i>2.3</i>	<i>3.2</i>	<i>2.9</i>	<i>2.6</i>	<i>3.5</i>	3.7	<i>3.4</i>	<i>4.2</i>	<i>4.1</i>	<i>3.7</i>	
7 神奈川県	4.3	3.7	3.4	4.2	3.9	3.6	3.2	4.1	4.5	<i>4.6</i>	<i>4.1</i>	<i>2.2</i>	
8 石川県	6.9	7.2	5.9	6.8	5.4	4.9	5.1	3.9	3.5	3.4	3.0	2.9	
9 滋賀県	3.0	2.9	3.6	3.1	2.2	2.7	<i>3.5</i>	2.8	3.0	3.1	2.8	2.8	
10 京都府	3.9	3.7	3.3	3.4	3.2	3.6	<i>4.4</i>	<i>4.6</i>	<i>4.1</i>	<i>4.6</i>	<i>5.1</i>	<i>4.4</i>	
11 大阪府	3.5	3.2	2.6	3.1	3.1	3.1	3.5	3.8	4.3	3.2	<i>3.4</i>	<i>3.3</i>	
12 奈良県	5.1	4.5	3.9	3.3	3.5	3.9	4.1	3.9	3.5	4.3	4.4	4.2	
13 岡山県	6.7	4.7	5.2	6.3	5.4	5.6	5.7	3.7	3.7	4.5	<i>4.7</i>	<i>4.2</i>	
14 山口県	7.8	7.7	5.7	5.6	5.3	5.5	5.5	3.6	3.6	2.5	2.5	2.2	平成28年度採用試験に特別選考を予定
15 高知県	9.5	22.3	27.0	20.1	11.0	12.3	4.7	5.5	5.4	4.8	3.9	3.1	
16 福岡県	5.4	5.2	5.8	6.2	7.3	7.4	8.3	5.8	3.9	3.9	3.7	3.1	
17 宮崎県	5.6	6.0	8.6	12.1	11.2	7.3	10.3	11.5	13.6	11.4	11.2	10.0	
18 さがみ市	3.1	2.9	3.3	3.3	3.7	3.5	3.3	4.1	3.4	3.5	3.5	-	
19 横浜市	4.2	2.9	3.1	3.8	3.1	<i>2.9</i>	<i>3.6</i>	<i>4.6</i>	<i>5.4</i>	<i>4.9</i>	<i>4.9</i>	<i>3.9</i>	
20 川崎市	3.0	3.3	2.4	3.1	2.6	2.5	3.1	6.4	5.1	5.1	5.1	4.0	
21 相模原市							3.2	3.1	4.5	6.1	4.1	4.6	
22 静岡市		4.9	6.0	6.0	5.8	5.0	4.1	4.0	<i>3.6</i>	<i>3.5</i>	<i>3.0</i>	<i>2.8</i>	
23 名古屋市	2.5	3.1	2.9	3.5	2.6	3.4	3.3	4.4	4.3	3.5	3.3	3.8	平成28年度採用試験に特別選考を予定
24 京都市	4.3	3.4	3.7	4.7	4.7	5.3	5.5	4.8	4.6	4.8	6.4	4.5	
25 大阪市	2.7	2.1	1.7	3.2	2.9	2.3	3.1	3.7	3.8	4.5	3.6	2.0	平成28年度採用試験に特別選考を予定
26 堺市			2.6	3.1	3.1	3.1	3.6	3.3	3.6	4.8	3.8	2.8	
27 北九州市	6.1	5.4	5.4	5.3	5.0	4.4	5.2	3.6	2.9	2.6	2.8	2.7	
全国平均	4.8	4.5	4.2	4.6	4.3	4.2	4.4	4.5	4.4	4.3	4.1	-	

備考
 相模原市は平成22～24年度採用試験を神奈川県と一括実施
 静岡市は平成17年度採用試験を静岡県と一括実施
 さいたま市は平成16年度採用試験を埼玉県と一括実施

大字は、現在の受講対象者条件と開講時期を前提として、事業第1期の受講者が受験できた採用選考試験年度の倍率。
 斜体は、採用選考試験において特別選考が実施された年度の倍率。
 数値は、文部科学省の各年度「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」(平成27年度の倍率のみ各地方公共団体ウェブサイト情報)をもとに算出。
 この表は、上記のほか文部科学省「教員採用等の改善に関する取組事例」(各年度)、各教員養成事業主宰自治体のウェブサイト等をもとに作成した。

表3 全国の教育委員会が主催する教員養成事業（2014年度時点・確認分）

* [欄] B：設置者（担当部署） C：開設 D：開講確認年度 J：学校参与を除く開講内容（期間・日数）
K：学校参与の形態・内容（時期・日数） M：教員採用選考時の優遇措置

<p>A.名称 東京教師養成塾 B.設置者 東京都教育委員会（東京都教職員研修センター） C. 2004 D. 2015</p> <p>E.対象者 次の(1)及び(2)を満たす者。(1)小学校教諭一種免許状課程又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、平成28年3月に卒業又は修了見込みで、「推薦基準」に基づき学長が推薦する者。(2)東京教師養成塾の講座（特別教育実習・講義・ゼミナール・体験活動）等の全てに参加できる者。</p> <p>F.人数 150人程度（小学校コース130人程度、特別支援学校コース20人程度）</p> <p>G.受講者選抜 小論文、教職教養・専門教養、個人面接、入塾志願票、推薦書、成績証明書及びその他選抜に係る資料等に基づき東京教師養成塾入塾者選抜委員会が選定</p> <p>H.費用 ¥187,000（採用時免除。交通費・教材費・合宿費等は自己負担）</p> <p>I.開講期間 2015年4月～翌年3月 J.開講内容 講義（9回）、ゼミナール（18回）、企業等における体験活動（5日間）</p> <p>K.形態・内容 40時間程度の授業実践を含む特別教育実習（「教師養成指定校」で週1日年間3回の連続実習、40日程度）</p> <p>L.修了要件 特別教育実習、講義、ゼミナール及び体験活動の全てについて、別に定める修了判定基準を満たした場合。</p> <p>M. 特別選考（平成28年度東京都公立学校教員採用候補者選考）</p> <p>N.備考（学長の推薦基準）東京都公立小学校又は都立特別支援学校の教員を強く希望する者で、次の(1)から(6)までの全てを満たす者。(1)子供への深い愛情をもち、子供の指導に労を惜しまず取り組み、自らの指導力を向上させていこうとする者、(2)心身ともに健康であり、学業成績及び人物ともに高く評価できる者、(3)平成28年4月1日までに志望コースに対応した免許状を取得できる見込みの者又は取得済みの者、(4)年間を通して通塾が可能な者、(5)原則として介護等体験が入塾前までに終了している者、(6)選抜に合格した場合、本塾への入塾を確約できる者。（退塾勧告）入塾後、前期の特別教育実習の評価が一定の基準に満たない場合など、塾の理念に照らし、教員として資質・能力に課題がある場合には、退塾勧告を行うことがある。</p>	
<p>A.名称 「教師力」パワーアップ講座 B.設置者 さいたま市教育委員会（さいたま市教育研究所） C. 2006 D. 2014</p> <p>E.対象者 市内各学校に勤務する教職員、将来教員を目指している大学生。 F.人数 G.受講者選抜 H.費用</p> <p>I.開講期間 2014年4月4日～翌年3月 J.開講内容 講話・ワークショップ等 K.形態・内容 L.修了要件 M. なし N.備考</p> <p>A.名称 「輝け☆明日の先生」養成事業 B.設置者 川崎市総合教育センター・NPO 法人教育活動総合サポートセンター C. 2006 D. 2013 実績 E.対象者 川崎市立学校に勤務する臨時的任用教員や非常勤講師。大学生や社会人等で将来川崎市の教員を志望する者。</p> <p>F.人数 96名（臨時的任用教員・非常勤講師各割、大学生1割、社会人1割） G.受講者選抜 H.費用 I.開講期間 2013年5月11日～12月14日</p> <p>J.開講内容 講話（14回）、ゼミ（7回）、グループ協議（2回）、パネルディスカッション（1回）、模擬授業（1回）、実習（1回）</p> <p>K.形態・内容 L.修了要件 M. なし N.備考</p>	
<p>A.名称 よこはま教師塾「アイ・カレッジ」 B.設置者 横浜市教育委員会 C. 2006 D. 2014</p> <p>E.対象者 次の要件を全て満たす教員志望者。(1)昭和31年4月2日以降に生まれた人。(2)受験区分ごとに次の免許状を有する人、又は平成28年3月31日までに取得見込みの人。(3)平成27年度実施「横浜市公立学校教員採用候補者選考試験」受験予定者。(4)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない人。</p> <p>F.人数 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校合わせて150名程度。うち、中学校・高等学校については、数学、理科各15名程度、その他の教科若干名。</p> <p>G.受講者選抜 論文・書類審査（7月第1次選考）、個人面接（9月第2次選考） H.費用 ¥30,000他教材費・交通費・宿泊集中講座参加費等</p> <p>I.開講期間 〈第1期〉2014年10月～12月、〈第2期〉2015年1月～3月、〈第3期〉2015年4月～6月</p> <p>J.開講内容 著名人による特別講座、コミュニケーション力向上講座（全9回）、宿泊集中講座（第1期に1泊2日）、授業力基礎講座（全28回）、「横浜の教育の「いま」」講座（全23回）</p> <p>K.形態・内容 授業参観、学校での教育ボランティア L.修了要件 期ごとに総合的に判断し評価、一定以上の成績の取得と出席率（85%以上）をもって卒業。</p> <p>M. 特別選考（卒業時の総合評価により、成績優秀者は第一次試験が免除）</p> <p>N.備考（受験区分）「小学校」「中学校」「高等学校」「特別支援学校」。(卒業条件)次のア、イの事由により講座等を欠席したと認められる場合は、所属長等の証明及び代替レポート等の提出をもって出席扱いとする。アイ略（退塾について）遅刻・早退・欠席が著しい、期ごとの評価において一定以上の成績に満たない等、塾生としての適格性を欠くと判断された場合、通塾期間途中でであっても退塾となることがある。</p>	
<p>A.名称 京都教師塾 B.設置者 京都市教育委員会（京都市総合教育センター） C. 2006 D. 2014</p> <p>E.対象者 次の①及び②の要件を満たす者。①昭和49年4月2日以降生まれで、小・中・高等・総合支援学校の教員（養護教員、栄養教諭を含む）をめざす短大生・大学生・大学院生・社会人。②教員免許状の既取得者又は平成29年3月末日までに取得予定の者。</p> <p>F.人数 定員300名 G.受講者選抜 書類審査 H.費用 ¥10,000他保険料、教材費 I.開講期間 2014年10月25日～翌年6月13日</p> <p>J.開講内容 京都市教育学講座（必修10回の教育学講座、6回の特別公開講座（選択制））、授業実践講座（2回）</p> <p>K.形態・内容 学校実地研修（10日間）、フィールドワーク（選択により異なる） L.修了要件 講座の出席状況・レポートの提出状況等を総合的に勘案。</p> <p>M. なし（ただし、本市の教員採用選考試験については、一次試験からの全員面接やボランティア活動歴を評価するなど人物重視の選考を実施） N.備考</p>	
<p>A.名称 先生のための寺子屋講座 B.設置者 厚木市教育委員会（厚木市教育研究所） C. 2006 D. 2014</p> <p>E.対象者 市立小・中学校の全ての教職員（非常勤講師を含む）および市内の小・中学校で就職を目指す市内在住・在勤の市民（学生も可）</p> <p>F.人数 G.受講者選抜 H.費用 無料（交通費・食費等は自己負担） I.開講期間 2014年5月17日～10月4日</p> <p>J.開講内容 講義・ワークショップ・実技（土曜午後または終日・全11講座） K.形態・内容 なし L.修了要件 M. なし</p> <p>N.備考 2007年度から教職員以外の参加も可能に。</p>	
<p>A.名称 みたか教師力養成講座 B.設置者 三鷹市教育委員会・三鷹ネットワーク大学推進機構 C. 2006 D. 2014</p> <p>E.対象者 〈実践コースⅡ〉平成27年度東京都教員採用選考合格を目指している大学4年生以上（大学院生・社会人も可）で、次の(1)から(4)までのいずれの資格要件も満たす者。(1)昭和59年4月2日以降に出生した者（平成26年3月31日現在で30歳未満の者）尚、この条件に限らず、個別の事情がある場合には応相談。(2)次のア又はイに該当する者、ア三鷹ネットワーク大学推進機構に参加している大学（大学院を含む。）に在籍している4年生以上の者で、小学校教諭普通免許状か中学校教諭普通免許状の単位を取得中（教職課程を履修中で平成27年3月31日までに取得見込み）の者、イすべての大学の在籍者又は卒業生であったり、同免許状を平成27年3月31日までに取得見込み又はすでに取得済みで、平成26年度に実施する東京都教員採用試験の受験予定者、(3)地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しない者、(4)在籍又は卒業した大学において、大学の教員（教授、准教授、講師）の推薦を受けた者。(〈実践コースⅠ〉平成28年度東京都教員採用選考合格を目指している大学3年生以上（大学院生・社会人も可）で、次の(1)から(4)までのいずれの資格要件も満たす者。(1)昭和60年4月2日以降に出生した者（平成27年3月31日現在で30歳未満の者）尚、この条件に限らず、個別の事情がある場合には応相談、(2)次のア又はイに該当する者、ア三鷹ネットワーク大学推進機構に参加している大学（大学院を含む。）に在籍している</p>	

<p>3年生以上の者で、小学校教諭普通免許状が中学校教諭普通免許状の単位を取得中（教職課程を履修中で平成28年3月31日までに取得見込）の者、イすべの大学の在籍者又は卒業者であって、同免許状を平成28年3月31日までに取得見込み又はすでに取得済みで、平成27年度に実施する東京都教員採用試験の受験予定者、(3)・(4)は実践コースⅡと共通。</p>			
F.人数	(実践コースⅠ・Ⅱ)各20名程度	G.受講者選抜	書類審査および小論文（第1次選考）、面接・適性検査（第2次選考）
H.費用	(実践コースⅠ・Ⅱ)一般各¥12,000、市民・同大学正会員・賛助会員大学の学生各¥10,000		
I.開講期間	(実践コースⅡ)2014年5月10日～9月6日、(実践コースⅠ)2014年10月18日～翌年2月28日		
J.開講内容	(実践コースⅡ)講義・演習（8月16～30日を除く毎週土曜日午前と8月18日・全14回）、(実践コースⅠ)講義・演習（11月1・22日、12月20日～1月3日、2月7日を除く毎週土曜日・全14回）		
K.形態・内容	特別教育実習（授業観察・授業補助・授業実践・児童生徒理解・学校の諸活動実務、講座期間中毎週2単位時間以上）		
L.修了要件	なし		
M.備考	教職に興味のある大学1・2年生対象の基礎コースあり。基礎コースⅠ・Ⅱで各10名程度募集、受講料は一般が各¥8,000、市民・正会員・賛助会員が各¥6,000、期間は実践コースⅠ・Ⅱとそれぞれ同じで、講義・演習のみ全7回。		
A.名称	杉並師範館	B.設置者	杉並区教育委員会・教師養成塾杉並師範館
C.	2006	D.	2010実績
E.対象者	杉並区教育委員会採用時45歳以下で、小学校教員免許取得者又は杉並師範館卒塾までに取得できる見込みの者		
F.人数	入塾27名	G.受講者選抜	論文・個別面接（第1次選抜・10月中旬）、集団面接試験・個別面接（第2次選抜・11月中旬）
H.費用	なし		
I.開講期間	2010年4月11日～2011年2月26日		
J.開講内容	講義（24回）、演習（78コマ）、合宿（7月25～27日）、体験活動（7月～8月の間の連続3日）、卒塾研究発表会		
K.形態・内容	特別教育実習（授業観察・授業等、8月～11月40日間）		
L.修了要件	卒塾者全員を区費採用		
M.備考	杉並区教育委員会（区教委）は、地域に根ざした教員を区独自で採用（区費教員）するため、平成17年度に設立された「教師養成塾杉並師範館」と協定を結び、1年間同館で養成した人材を19年度から採用、23年4月には120名程の人材を区立全小学校に配属してきた。これにより、30人程度学級・専科制の実施など、特色ある教育活動の継続的な実施体制が区立全小学校で整ったことを踏まえ、区教委は23年度をもって採用を終了し、杉並師範館も五期生（22年度生）の養成を最後に、23年3月閉塾した。		
A.名称	埼玉教員養成セミナー	B.設置者	埼玉県教育委員会
C.	2007	D.	2014
E.対象者	埼玉県内にキャンパスを有し小学校教諭1種免許状を取得できる大学に在籍する3年生等で、学長等の推薦を受けた者。		
F.人数	70名	G.受講者選抜	連携する大学にそれぞれ設定された人数内で、各大学学長が推薦
H.費用	なし		
I.開講期間	1月～10月		
J.開講内容	教育に関する講演・講義・演習(月1回程度計10回)、社会教育施設等での体験活動(10日程度)		
K.形態・内容	教育実習を含む学校体験実習(担任業務や授業の補助・授業、週1日程度計40日・異校種体験実習計4日・計44日)		
L.修了要件	なし		
M.特別選考	なし		
N.備考	2014年1月開講のセミナーから、埼玉県に在住する県外大学の学生まで対象を拡大。		
A.名称	ちば！教職たまごプロジェクト	B.設置者	千葉県教育委員会・千葉市教育委員会
C.	2007	D.	2015
E.対象者	大学3・4年生（ただし、理系の学部・学科の学生は2年生も可）、大学院生及び県内の短期大学2年生を対象とし、就職先として公立学校教員を志望し、以下のア及びイの要件を満たす者。ア所有免許等（次のいずれかに該当する者）(1)小学校 小学校教諭または中学校教諭または養護教諭の普通免許状を所有、又は取得見込みの者。(2)中学校 中学校教諭または高等学校教諭普通免許状を所有、又は取得見込みの者のうち、将来、中学校教員になることを視野に入れている者。(3)特別支援学校 特別支援学校教諭または小学校教諭若しくは中学校教諭普通免許状を所有、又は取得見込みの者のうち、将来、特別支援学校教員になることを視野に入れている者。イ活動日数等 原則として年間を通して活動ができ、1日単位で30日以上の実践研修が可能なる者。(ア)大学3年生及び大学院1年生から参加する場合は、原則2年間継続することとする。(イ)大学2年生から参加する場合は、2・3年生の2年間、2・4年生の2年間、2・3・4年生の3年間のいずれかにより、2年以上参加すること。(ウ)大学2年生、3年生、大学院1年生、短期大学2年生は半日単位を認める。(エ)半日単位の研修を行う場合（短期大学生を除く）は、次年度又は最終年度には1日単位で30日以上の実践研修を行うものとする。		
F.人数	小学校650名程度、中学校200名程度、特別支援学校150名程度		
G.受講者選抜	先着順(中学校・特別支援学校については予定数を超えた場合、小学校を希望する者は小学校に振り替える)		
H.費用	無料(交通費及び昼食代は自己負担)		
I.開講期間	2015年4月2日～翌年3月25日		
J.開講内容	教職たまごプロジェクトについての研修、各教育事務所等における研修		
K.形態・内容	1日単位の実践研修(学級運営の補助・学校行事の補助・学校維持管理の補助・PTA活動の体験・教科指導の補助(中学校のみ)、30日以上)		
L.修了要件	なし		
M.評価の一要素	(千葉県・千葉市教員採用候補者選考を受験する際には、志願書にその旨を記載し、第2次選考において、教職たまごプロジェクトを行った学校の校長に研修状況調査の作成を依頼し、提出できる。研修状況調査の提出は大学卒業1年以内可能)		
N.備考	(研修先別対象者)通信制の大学の学生及び科目履修生については、研修参加時に一切の教員免許を所有していない者(初めて免許を取得する者)。(研修内容)派遣先学校長は、教員育成の観点から、想定される様々な教育活動のうち、派遣先の学校の教育課程の状況や、研修生の希望等により実践研修計画を立案する。		
A.名称	滋賀の教師塾(スタンダードコース)	B.設置者	滋賀県教育委員会
C.	2007	D.	2014
E.対象者	(1)滋賀県内の公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教員をめざしている大学生、大学院生と通信制大学等在学中の人で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに小学校、中学校、高等学校の普通免許状を取得見込みの人。(2)社会人(教職経験者を除く)で、小学校、中学校、高等学校の普通免許状を有し、滋賀県公立学校教員採用選考試験の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教員を受験予定の人。		
F.人数	180名程度(うち、高等学校20名程度(数学・理科10名程度、他教科若干名))。		
G.受講者選抜	募集人数を超えた場合、書類選考		
H.費用	¥15,000他保険料、交通費、教材費等		
I.開講期間	2014年10月4日～翌年6月20日		
J.開講内容	土曜日の必修講座(全15回)、選択講座(3講座選択)		
K.形態・内容	学校実地体験(11月中旬～6月上旬・スクールサポーター事業等で10日間)		
L.修了要件	なし		
M.備考	臨時講師または非常勤講師20名程度を対象としたアドバンスコースもある。土曜日の講座と選択講座(県教委主催事業・県総合教育センターが実施する研修講座・施設設主催事業・県主催文化芸術体験事業等)はスタンダードコースと共通。		
A.名称	堺・教師ゆめ塾	B.設置者	堺市教育委員会(堺市教育センター)
C.	2007	D.	2014
E.対象者	短大1年生・大学3年生以上、大学院生、社会人、常勤・非常勤講師等で次の①～③のすべてに該当する人。①堺市立の小・中・支援学校教員を強く志望する人。②生年月日が昭和49年4月2日以降(40歳まで)の人。③教員免許状を所有、または平成28年3月末までに取得見込みの人。		
F.人数	125名程度(小学校80名・中学校45名程度)		
G.受講者選抜	入学願書・個人面接により選考		
H.費用	¥14,000他教材費		
I.開講期間	2014年10月11日～翌年6月20日		
J.開講内容	必修講座(月2回程度・土曜日午後、毎回出席が原則)、専門講座(土曜日午前・希望者対象、毎回出席が原則)、選択講座(土曜日午前・希望者対象)		
K.形態・内容	学校実習(2015年3月24日までに10日程度)		
L.修了要件	なし		
M.備考	開講時、堺市立学校勤務の講師や介助員、堺・学校インターンシップ研修生等は希望すれば実習を免除、堺市以外の学校に勤務している講師は実施期間の軽減・免除に対応、民間企業等に勤務の社会人は、実習期間の軽減について相談対応。		

朝日 素明：教育委員会が主宰する教員養成事業の全国的動向

A.名称	北海道教員志願者養成セミナー	B.設置者	北海道教育委員会	C.	2008	D.	2014
E.対象者	北海道（札幌市を除く）の公立学校の教員を志望する短大生や大学生、大学院生、社会人で、当セミナー受講経験者を除く。ただし、社会人は次の各 項の要件を全て満たす者で、現在、期限付教諭、産休代替教諭、育児代替教諭、時間講師等として勤務している者を除く。(1)昭和50年4月2日以降に生まれ れた者（高等学校教員を志望する方は、昭和40年4月2日以降に生まれた者）であること。(2)小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教諭普通免許状の いずれかを有する者又は平成29年度中に取得見込の者であること。						
F.人数	全道120名程度（石狩、渡島、上川、釧路の会場毎に30名程度）						
G.受講者選抜	面接選考（応募者多数の場合、面接選考対象者は抽選により決定）						
H.費用	無料（交通費、教材費、資料代、傷害保険料等は自己負担）						
I.開講期間	2014年8月～10月のうち5日間						
J.開講内容	基本講座（8～9月と9～10月の土曜日2日間）						
K.形態・内容	授業見学・観察体験・支援活動（8～9月平日3日間）						
L.修了要件	なし						
M.備考	北海道教育委員会が実施する「学生ボランティア派遣」における派遣前研修の受講経験やボランティア活動実績により、基本講座の「1日目の研修」や 学校体験の「支援活動」を免除可。						
A.名称	かながわティーチャーズカレッジ	B.設置者	神奈川県教育委員会（神奈川県総合教育センター）	C.	2008	D.	2014
E.対象者	〈共通受講資格〉地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない者。（オープンコース）小学校・中学校・高等学校・特別 支援学校の教諭及び養護教諭を志望する者。共通受講資格を満たし、かつ以下の要件に全て該当する者。ア教員普通免許状を所有している者、又は取得中（教 職に関する科目を履修中）の者、イ昭和31年（西暦1956年）4月2日以降に出生した者。（チャレンジコース）平成27年度に神奈川県が実施する「公立学 校教員採用候補者選考試験（小学校又は特別支援学校）」を受験予定の者。共通受講資格を満たし、かつ以下の要件に全て該当する者。ア受講コースに該当する 教諭免許状を有している者、又は平成28年3月31日までに取得見込みの者、イ平成27年度に神奈川県が実施する公立学校教員採用候補者選考試験（小学校 又は特別支援学校）を受験予定の者、ウ昭和31年（西暦1956年）4月2日以降に出生した者、エ原則として、「かながわ教育学講座」への全回出席と「実践 力向上講座」に参加可能であり、かつ「スクールライフサポーター」として所定の期間内に受講を希望する校種の学校で12日以上活動が可能である者。						
F.人数	〈オープンコース〉250名程度、〈チャレンジコース〉小学校100名程度・特別支援学校20名程度						
G.受講者選抜	〈オープンコース〉書類選考、〈チャレンジコース〉書類選考（第1次）・小論文及び面接（第2次）						
H.費用	〈共通〉¥10,000						
I.開講期間	2014年8月3日～翌年3月						
J.開講内容	かながわ教育学講座（全13回）、特別講座（希望校種に特化）						
K.形態・内容	〈コース共通〉実践力向上講座（授業見学・模擬授業体験・教員業務観察・授業内補助・研究発表会聴講等、9月1日～2月28日）。（チャレンジコース） スクールライフサポーター（同一校種で活動、平日週1回程度12日間以上）						
L.修了要件	〈共通〉(1)第12回又は第13回の「かながわ教育学講座」で授業発表を行うこと、(2)「実践力向上講座」を受講すること。（オープンコース）「かなが わ教育学講座」を8回以上受講すること。（チャレンジコース）(1)「かながわ教育学講座（特別講座を含む）」を全回受講すること、(2)「課題1」から「課題3」 を全て認定されること、(3)「スクールライフサポーター」として平成26年9月から平成27年2月末までに12日以上活動すること。						
M.備考	特別選考（チャレンジコース修了者は次年度の選考試験の第1次試験において一般教養・教職専門試験を免除）						
N.備考	実践力向上講座は、内容別に開講している学校を受講者が選択して申込。チャレンジコースは2014年度新設。						
A.名称	教員力養成講座	B.設置者	京都府教育委員会	C.	2008	D.	2015
E.対象者	次の(1)～(6)すべての資格要件を満たす大学3年生又は大学院1年生。(1)京都府公立（京都市立除く。）小学校、中学校又は特別支援学校の教員を強く 志望していること、(2)京都府の教員養成サポートセミナー修了（見込み）者、大学における教職インターンシッププログラム（志望区分と同一校種でのプロ グラムであり、単位認定している場合に限る。）の修了（見込み）者、平成26年度において出願時までに10日以上志望区分と同一校種でのボランティア経 験を有する者のいずれかであること、(3)「夢・未来」講座（期間中月2～3回、主に水曜日午後6時30分～同8時30分に実施）に原則として全て参加でき ること。併せて教育実践演習を期間中20日以上行えること、(4)過去に京都府「教師力養成講座」を受講していないこと、(5)志望区分における校種・教科の 普通免許状を有する者又は平成27年度中に取得見込みであること（特別支援学校教員志望者は、特別支援学校教諭の普通免許状及び小学校、中学校、高等学 校いずれかの校種の普通免許状とする）、(6)地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しないこと。						
F.人数	小学校教員志望者40名程度、中学校教員志望者20名程度、特別支援学校教員志望者10名程度						
G.受講者選抜	小論文・個人面接試験及び書類審査						
H.費用	なし						
I.開講期間	2015年2月～6月						
J.開講内容	「夢・未来」講座（月2～3回、主に水曜日夜）						
L.修了要件	なし						
K.形態・内容	教育実践演習（専任の指導教員のもと学校現場での授業・学級活動・行事など教育活動に関する実践演習、週1～2日計20日以上）						
M.備考	特別選考（当該講座を良好な成績で修了し、さらに在籍する大学から推薦があった場合、平成28年度京都府公立学校教員採用選考において該当の校種・教科 における第1次試験のうち筆記試験を免除）						
N.備考	出願は大学を通して行う。						
A.名称	大阪教志セミナー	B.設置者	大阪府教育委員会（大阪府教育センター）	C.	2008	D.	2014
E.対象者	次の要件をすべて満たす人。(1)大阪府（大阪市、堺市及び豊能地区を除く）の小学校、中学校、高等学校及び支援学校の教員をめざしている人、(2)平 成27年度中に受講を希望する校種教科の普通教員免許状を取得見込みで、平成28年度大阪府公立学校教員採用選考テストを受験予定の人。						
F.人数	小学校希望者100名程度、中学校希望者35名程度（うち、国語・数学・理科各5名程度、技術3名程度）、高等学校希望者35名程度（うち、国語・数 学・理科各5名程度）、支援学校希望者は小学校・中学校・高等部各10名程度						
G.受講者選抜	面接						
H.費用	¥20,000他交通費・食費等諸経費						
I.開講期間	2014年8月24日～翌年3月22日						
J.開講内容	講座（日曜日終日11回）、自然体験実習（1泊2日）、研究発表大会参加						
K.形態・内容	実地実習（20半日間）						
L.修了要件	原則として全ての講座への出席と定められた回数の実地実習、研究発表大会への参加						
M.備考	特別選考（「平成28年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」において、「大阪教志セミナー」で受講した校種・教科について第1次選考免除）						
N.備考	なし						
A.名称	奈良県ディア・ティーチャー・プログラム	B.設置者	奈良県教育委員会	C.	2008	D.	2014
E.対象者	〈共通〉奈良県内の国公私立学校の教師になる強い志があり、本プログラムに参加できる大学3年生又は大学院1年生で、平成28年3月末までに教員免許を 取得できる方。(1)原則として、ワークショップ全てに参加できる方、学校現場実習を100時間以上行える方。(2)学校現場実習を80時間以上行える方。						
F.人数	①小学校教諭志望者80名程度、中学校教諭（国語・社会・数学・理科・英語）志望者20名程度、②中学校教諭（音楽・美術・技術・家庭・体 育）・高等学校教諭・特別支援学校教諭・養護教諭志望者計20名程度						
G.受講者選抜	面接及び書類審査						
H.費用	①¥10,000他交通費・保険料・野外活動研修に係る費用等、②¥2,000他交通費・保険料						
I.開講期間	①2014年9月6日～翌年6月20日 ②2014年9月6日～翌年3月31日						
J.開講内容	ワークショップ（全10回）						
K.形態・内容	学校現場実習 ①1週あたり5時間以上20週程度・計100時間以上、②1週あたり5時間以上16週程度・計80時間以上						
L.修了要件	なし						
M.備考	ワークショップの欠席が多い場合、学校現場実習100時間以上を期間内に終えられない場合、後期（4月以降）の受講ができない。（ハロー・ティーチャー・ プログラム）大学2年生を対象とし、第1～6回のワークショップに参加する。定員は小学校・中学校（国・社・数・理・英）教諭希望者10名程度、受講料¥2,000。						
A.名称	なごや教員養成塾	B.設置者	名古屋市教育委員会（名古屋市教育センター）	C.	2008	D.	2014
E.対象者	次の(1)～(4)すべての要件を満たす者。(1)開講期間を通して、短大生・大学生・大学院生のいずれかであること（通信制を含む）、(2)小学校教諭普通免 許状を取得または平成27年度末までに取得見込みであること。(3)平成27年度に実施される名古屋市公立学校教員採用選考試験において、小学校教員の選考						

<p>区分を第1希望で受験する予定であること。(4)次の①～③に該当しないこと。①幼稚園・小・中・高・特別支援学校の教員(常勤または非常勤の講師、実習助手等を含む)として勤務したことがある。②塾開講期間中に幼稚園・小・中・高・特別支援学校に教員(常勤または非常勤の講師、実習助手等を含む)として勤務する希望がある。③平成26年度実施の教員採用試験(名古屋市以外を含む)を受験する予定である。</p>			
F.人数	60名程度	G.受講者選抜	書類により入塾試験受験者を選考のうえ、面接・小論文試験(7月上旬)
H.費用	¥20,000他教材費等諸経費	I.開講期間	2014年8月23日～翌年6月27日
J.開講内容	講座(毎月第2・第4土曜日)		
K.形態・内容	体験研修(市内小学校での「ふれあい体験研修」と「授業力研修」、10日間以上)		
L.修了要件	講座にすべて出席(ただし、やむを得ない理由で欠席する場合には、事前に欠席届を提出、事後に与えられたテーマについてのレポートを提出)		
M.	特別選考(修了証を授与された者は、平成28年度名古屋公立学校教員採用選考試験において、小学校教員の選考区分を第1希望で受験する場合に限り、小論文・総合教養・1次試験の口述を免除)		
N.備考	入塾後、欠席・遅刻が著しい、指導の効果が現れないなど、塾生としての適格性を欠くと判断した場合は、塾生としての資格を取り消すことがある。		
A.名称	大阪市教師養成講座	B.設置者	大阪市教育センター
C.	2008	D.	2014
E.対象者	(1)大阪市立の小学校・中学校教員を強く志望する人(養護教諭を含む)。(2)平成28年3月31日までに小・中学校教諭の普通免許状を取得見込みの人、または取得済みの人。		
F.人数	200名程度(小学校100名程度・中学校100名程度・養護教諭若干名)	G.受講者選抜	書類審査および面接(6月下旬)
H.費用	¥20,000他交通費、教材費、郵送料、食費、現場実習にかかる諸経費	I.開講期間	2014年9月15日～翌年3月8日
J.開講内容	講座(計11日間全15講座)、教育研究会が主催する授業研究会や研究発表会へ参加可能		
K.形態・内容	学校現場実習(5～10日間程度)		
L.修了要件	受講記録シートや模擬授業の内容、80%(全15講座中12講座)以上の講座出席等により修了判定		
M.	特別選考(修了証書を授与された者は、平成28年度大阪府教員採用選考試験を受験する限り、受講した校種・教科の第1次選考(面接、筆答)を免除)		
N.備考	受講にあたり、講座を無断欠席するなど、受講生としての適格性を欠くと判断した場合は、受講生としての資格を取り消すことがある。		
A.名称	ひびきあい塾	B.設置者	海老名市教育委員会
C.	2008	D.	2011実績
E.対象者	F.人数	G.受講者選抜	H.費用
	52名	無料	I.開講期間
			2011年5月～2012年2月
J.開講内容	講義・グループ協議(教科指導法・児童生徒指導・特別支援教育・児童生徒理解・人権教育・学級経営など、全13回)		
K.形態・内容	L.修了要件	M.	N.備考
A.名称	さがみ風つ子教師塾(チャレンジコース)	B.設置者	相模原市教育委員会(相模原市総合学習センター)
C.	2009	D.	2014
E.対象者	次の各項目の要件を全て満たす者であること。(1)相模原市立小中学校教員として勤務する意思がある者。(2)小・中学校いづれかの教員免許状を有する者又は平成27年度中に取得見込みの者。(3)地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(欠格事由)に該当しない者。(4)昭和31年4月2日以降に生まれた者。(5)開塾期間を通じてさがみ風つ子教師塾への通塾が可能なる者。		
F.人数	小・中学校あわせて50名程度	G.受講者選抜	応募書類及び論文・面接等の選考(8月下旬)
H.費用	¥10,000他諸経費		
I.開講期間	2014年10月4日～翌年3月21日	J.開講内容	講義・グループ協議・模擬授業・論文作成等(土曜日終日全16回)
K.形態・内容	学校実習(学校ボランティア、11月～2月の間・10日間程度)		
L.修了要件	開塾期間を通じて一定の講義に出席したものを卒塾とする。		
M.なし	N.備考	2014年度より従来の教師塾をチャレンジコース、現職教員の研修をスキルアップコースとして2コース制化。	
A.名称	しずおか教師塾	B.設置者	静岡市教育委員会
C.	2009	D.	2014
E.対象者	次の要件を満たす者。(1)小学校教諭普通免許状を取得または平成28年4月1日までに取得見込みであること。(2)平成27年度に実施される静岡市公立学校教員採用選考試験において、小学校教員を受験する予定であること。(3)昭和31年4月2日以降に生まれた者であること(平成26年4月1日現在において満57歳以下であること)。		
F.人数	小学校教員志望者30名程度	G.受講者選抜	一般教養及び面接(8月上旬1次試験)、適性検査及び面接(9月上旬に2次試験)
H.費用	教材費、保険料、交通費、宿泊体験活動費等自己負担	I.開講期間	2014年10月19日～翌年6月7日
K.形態・内容	基礎講座(8日)、実践指導講座(7日)、課題対応講座(6日)、宿泊体験活動、「人学(ひとまなび)講座」、「教員ゼミナール・教職専門演習講座」		
L.修了要件	卒塾認定には、各講座、教官セミナー、及び演習に原則すべて出席する必要がある。ただし、やむを得ない理由がある場合には、事由書を提出した上で欠席を認める。		
M.	特別選考(卒塾認定証を授与された者は、平成28年度静岡市公立学校教員採用選考試験において、一般の採用試験に先立って実施される特別選考試験の受験資格)		
N.備考	入塾後、欠席・遅刻が著しい、指導の効果が表れないなど、塾生としての適格性に欠くと判断した場合は、塾生としての資格を取り消すことがある。		
A.名称	豊田市教師養成講座	B.設置者	豊田市教育センター
C.	2009	D.	2014
E.対象者	8割以上の講座を受講する意志があり、将来、豊田市立小中学校の教師を目指す大学生または大学院生(居住地・学年は不問)。(講師力量向上講座は豊田市内で講師として勤務する方)		
F.人数	50名程度	G.受講者選抜	H.費用
		無料	I.開講期間
			5月～翌年2月
J.開講内容	講話・実習・模擬授業等(原則として毎月第2土曜日午前・全10日)		
K.形態・内容			
L.修了要件	8割以上の講座を良好な態度で受講した方に教育委員会より修了認定証を授与		
M.なし	N.備考	講師力量向上講座も同時に実施	
A.名称	ふじさわティーチャーズカレッジ「学びあい」	B.設置者	藤沢市教育委員会
C.	2009	D.	2010実績
E.対象者	藤沢市立小・中学校の教員を目指す者(大学生、県内の小・中学校に勤務する臨時的任用教員または非常勤教員)		
F.人数	79名	G.受講者選抜	書類審査および面接
H.費用	I.開講期間		
			(5月～6月)
J.開講内容	基本研修(22回)、教員採用試験対策としての論文作成・面接特別研修		
K.形態・内容	なし		
L.修了要件	M.		
N.備考	2010年度から特別研修も実施。2013年度は、土曜日午前中・月2回程度の講座のほか、夏季宿泊研修、教員採用試験に向けた特別講座、学級経営や授業実践への助言指導、学校支援活動などの紹介も内容として実施。受講料は年額¥5,000他経費。2014年度実施は未確認。		
A.名称	とちぎの教育未来塾	B.設置者	栃木県教育委員会(栃木県総合教育センター研修部)
C.	2010	D.	2014
E.対象者	A 栃木県内の公立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)に勤務する教職経験5年以上(初任～5年目)の教諭。B 栃木県内の公立学校に勤務する期限付講師等。C 栃木県の公立学校の教員を目指す大学生、大学院生及び短期大学生等(Cについては学年不問、県外大学等在籍者も可)		
F.人数	A～C合計200名程度	G.受講者選抜	応募書類等により受講者を決定
H.費用	無料(交通費等は自己負担)		
I.開講期間	2014年10月4日～翌年3月7日のうち7～11日間(講座選択により異なる)		
J.開講内容	土曜日午前の必修講座(13講座)、栃木県教育研究発表大会への参加を含む選択講座(7講座)。		
K.形態・内容	なし		
L.修了要件	M.なし		
N.備考	若手教員・学生等混合5～6名でのグループ演習あり		
A.名称	「教師への道」	B.設置者	岡山県教育委員会高校教育課
C.	2011	D.	2014
E.対象者	大学、大学院及び短期大学に在籍し、本県の教員を目指す学生に限る。インターンシップで参加する場合は、大学3年生以上、短期大学2年生の、教育実習を経験した、または1年以内に経験する見込みの人が望ましい。		
F.人数	120名	G.受講者選抜	抽選
H.費用	無料(交通費・食費・保険料等は自己負担)		

朝日 素明：教育委員会が主宰する教員養成事業の全国的動向

I.開講期間 2014年6月29日～翌年3月中旬の7日間							
J.開講内容 講義演習(4回)、グループ協議(4回)、模擬授業・研究協議(2回)、シンポジウム(1回)							
K.形態・内容 インターンシップまたはボランティア(インターンシップについては定期的・継続的、内容は学校園との協議による)							
L.修了要件 M. N.備考 学校インターンシップは岡山大学との連携協定により開始、「教師への道」インターンシップ事業としては2011年度開設。							
A.名称 ふくおか教員養成セミナー		B.設置者 福岡県教育委員会(福岡県教育センター)		C. 2011		D. 2011実績	
E.対象者 福岡県内の市町村立小学校教員を志望している連携大学等の第3学年の学生で、本県教員採用候補者選考試験を受験予定の者、あるいは関心を持つ者。							
F.人数 259名(実績)		G.受講者選抜		H.費用 無料		I.開講期間	
I.開講期間 2011年11月26日～翌年3月10日							
J.開講内容 記念講演・模擬授業・グループ討議等(5回)							
K.形態・内容 なし L.修了要件 M. なし N.備考 実施内容の第2～4回は福岡と北九州の2会場でそれぞれ実施。							
A.名称 北九州実践教師塾		B.設置者 北九州市教育委員会(北九州市教育センター)		C. 2011		D. 2014	
E.対象者 若年教員、講師、大学生、短大生							
F.人数		G.受講者選抜		H.費用 講座による		I.開講期間	
J.開講内容 講座(教師としての心構えや授業の基礎・基本的な技術中心)							
K.形態・内容 L.修了要件 M. なし N.備考 教員の自主研修の場として既存の「土曜講座」を2011年度に改編。							
A.名称 よこすか教師塾		B.設置者 横須賀市教育研究所		C. 2011		D. 2014	
E.対象者 (よこすか教師未来塾)次の2つの要件を満たしている者。(1)平成26年に実施する神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の受験予定者。(2)教員免許状(平成26年度取得見込みを含む)を有し、横須賀市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教員志望の学生(大学4年生・短期大学2年生・大学院生・通信制・専門学校生を含む)や既卒者。(よこすか教師希望塾)は本市教員志望で現在臨時的任用職員または非常勤講師として勤務している者。							
F.人数 (未来塾)(希望塾)各30名		G.受講者選抜 定員を越えた場合、書類選考		H.費用 無料		I.開講期間	
I.開講期間 2014年5月16日～翌年3月6日							
J.開講内容 (共通)講義・演習・グループ協議・模擬授業等(5月～7月は月2回・8月～3月は月1回、原則金曜日18:00～19:45開塾)							
K.形態・内容 なし L.修了要件 M. なし N.備考							
A.名称 いしかわ師範塾学生クラス		B.設置者 石川県教育委員会		C. 2013		D. 2014	
E.対象者 次の要件をすべて満たす者。(1)受講期間を通して、大学生・大学院生のいずれかであること、(2)平成27年度末までに教員免許を取得見込みであること、(3)平成27年度に実施される石川県教員採用試験を第一希望で受験する予定であること、(4)期間を通して、すべての講座を受講することができる見込みであること。							
F.人数 (標準コース)70名程度、(短期コース)各日程とも70名程度		G.受講者選抜		H.費用 無料		I.開講期間	
I.開講期間 (標準コース)2014年8月23日～翌年6月20日、(短期コース)A日程2014年8月18日～22日の5日間・B日程2015年2月20日～27日の5日間・C日程2015年3月4日～10日の5日間・D日程2015年3月16日～20日の5日間							
J.開講内容 (標準コース)講座(土曜終日または午後の全15回)、(短期コース)講座(5日間)							
K.形態・内容 (標準コース)学校実習(学校行事への参加・各教科指導の補助・研究授業や公開授業への参加等、10月中旬～翌年6月下旬に月1～2回程度、計80時間)。(短期コース)授業参観(講座4日目に1日)							
L.修了要件 M. なし N.備考							
A.名称 宮崎教師道場		B.設置者 宮崎県教育委員会		C. 2013		D. 2014	
E.対象者 (1)宮崎県の教員を希望する卒業年度の大学生及び短期大学生、並びに大学院生(参加可能な教師道場は、第1回、第3回とし、原則両方を受講する。)(2)臨時的任用講師及び非常勤講師(任用予定者を含む。)(参加可能な教師道場は、第1回、第2回、第3回とし、可能な限り3回とも受講する。)							
F.人数		G.受講者選抜		H.費用		I.開講期間 2014年5月10日～9月13日のうち3日	
J.開講内容 (第1回)講話と教員採用選考試験説明会、(第2回)教育公務員の使命と服務、学習指導、生徒指導・学校安全、人権教育等、(第3回)各教科、特別支援教育等の基本的な指導の在り方、養護教諭の基本について等							
K.形態・内容 L.修了要件 M. N.備考							
A.名称 マチナネ先生塾		B.設置者 豊中市教育委員会(豊中市教育センター)		C. 2013		D. 2013実績	
E.対象者 本市の教員を希望する短大生、大学生、大学院生							
F.人数 31名		G.受講者選抜		H.費用		I.開講期間 2013年6月～2014年3月	
J.開講内容 コミュニケーション力養成講座(4回)、授業基礎力養成講座(10回)、児童・生徒理解力養成講座(4回)(土曜日午後開講)							
K.形態・内容 実地実習(授業や学校行事の補助、2013年9月～2014年2月に3日間) L.修了要件 M. なし							
N.備考 2014年度第2期は入塾にあたり書類選考あり、講座を6月から開始、回数を12回に縮減(実地実習は3日間)。							
A.名称 いばらき輝く教師塾		B.設置者 茨城県教育委員会		C. 2014		D. 2014	
E.対象者 次のア～ウのいずれかに該当する方。ア大学(3年生以上)や大学院に在籍中で、県内の公立学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)の教員を目指している方、イ常勤講師や非常勤講師の勤務経験があり、県内の公立学校の教員を目指している方、ウ県内の公立学校に勤務する若手教員(概ね教職経験5年以内)。							
F.人数 100名程度		G.受講者選抜		H.費用 原則無料		I.開講期間 2014年10月4日～12月13日のうち隔週土曜日	
J.開講内容 学級における子どもたちとの関わりや保護者との関わり、東日本大震災における教員としての経験から学ぶことなど講座・講演(全6回)							
K.形態・内容 なし L.修了要件 M. なし N.備考							
A.名称 山口県教師力向上プログラム		B.設置者 山口県教育委員会教職員課		C. 2014		D. 2014	
E.対象者 小学校教員志望の大学3年生または大学院1年生							
F.人数 25名程度		G.受講者選抜		H.費用		I.開講期間	
I.開講期間 2014年11月上旬～翌年3月上旬							
J.開講内容 教師力養成講座(5日)							
K.形態・内容 教師力養成体験実習①(授業参観・学級活動補助・教育活動や教師の仕事全般への参加補助、11月10日～11月23日、学校体験制度経験者は4日以上・未経験者は6日以上)、教師力養成体験実習②(指定教育実習、期間中1回以上の授業及び授業研究、2月16日～2月27日、6日以上)							
L.修了要件 講座のレポート・体験実習の報告書等提出 M. 特別選考(平成28年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験)							
N.備考 プログラム修了者に係る特別選考による採用候補者名簿記載予定者については、長期型(10月～翌年2月)または短期連続型(2月)の採用前教員インターンシップが必須(2014年度採用者から開設、11月～2月のうち5日間)、教員を目指す学生のための学校体験制度あり(大学1・2年生、9月中1週間)							
A.名称 高知県公立学校教員採用勉強会		B.設置者 高知県教育委員会		C. 2014		D. 2015	
E.対象者 高知県公立学校教員を目指す人							
F.人数 (第1回)4会場で計260名		G.受講者選抜		H.費用		I.開講期間	
I.開講期間 (第1回)2015年2月14日または2月15日、(第2回)2015年3月(全2回)							
J.開講内容							
K.形態・内容 (第1回)全国学力・学習状況調査を踏まえた学力向上の取組、教員の資質指導力向上ガイダンス①「授業づくりの基礎基本」、採用候補者選考の更点や第1次審査分析等。(第2回)本県の生徒指導の現状とこれから求められる生徒指導の在り方について、教員の資質指導力向上ガイダンス②「特別支援教育の視点を活かした授業づくり」、採用候補者選考の採用動向や第2次審査の分析等							
L.修了要件 M. N.備考 2016年度採用に向け新設。							

〔引用・参考文献〕

- 朝日素明（2011）「阪神地区ならびに摂南大学における学校インターンシップ等への取り組み状況と課題」全国私立大学教職課程研究連絡協議会『現場体験型教員養成の実態と課題』全国私立大学教職課程研究連絡協議会報告書、pp.59-62
- 朝日素明（2013）「大学の現場体験活動への取り組み実態の変化—2005年調査との比較を通して—」『現場体験型教員養成の実態と課題 第2報』全国私立大学教職課程研究連絡協議会報告書、pp.11-21
- 河合塾（2008）「教育改革ing 教師養成塾」『Guideline』4・5月号、pp.36-44
- 北神正行（2002）「教員免許はなぜあるのか」日本教師教育学会編『教師とは—教師の役割と専門性を深める』学文社、pp.205-216
- 北九州市（2013）「行政評価結果の活用状況」
「杉並師範館の歩み」編集委員会（2011）『杉並師範館の歩み—教師養成5年間の軌跡』杉並師範館
- 蔵原清人（2006）「東京教師養成塾と「大学における教員養成」」『日本教師教育学会年報』第15号、pp.50-58
- 全国私立大学教職課程研究連絡協議会（2011）『現場体験型教員養成の実態と課題』全国私立大学教職課程研究連絡協議会報告書
- 全国私立大学教職課程研究連絡協議会（2013）『現場体験型教員養成の実態と課題 第2報』全国私立大学教職課程研究連絡協議会報告書
- 瀧本知加・吉岡真佐樹（2009）「地方自治体による「教師養成塾」事業の現状と問題点」『日本教師教育学会年報』第18号、pp.48-60
- 特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター（2014）「平成25年度事業報告書」
- 独立行政法人教員研修センター（2014）「各教育委員会「教師塾等」の開催状況について（概要）」（www.nctd.go.jp/PDF3/GoushijyuGu201412.pdf・2015/02/11 最終確認）
- 福岡県教育委員会（2012）「「ふくおか教員養成セミナー」について」『教育福岡』No.611、pp.8-9
- 村田俊明（2009）「一部自治体・教育委員会による「教師塾」の開設と教員養成改革」『摂南大学教育学研究』第5号、pp.65-82
- 矢野博之（2011a）「東京教師養成塾の現状と課題」全国私立大学教職課程研究連絡協議会『現場体験型教員養成の実態と課題』全国私立大学教職課程研究連絡協議会報告書、pp.74-82
- 矢野博之（2011b）「教員養成事業の全国的動向」全国私立大学教職課程研究連絡協議会『現場体験型教員養成の実態と課題』全国私立大学教職課程研究連絡協議会報告書、pp.83-90